質問第一一号昭和二十三年二月六日提出

酪農業に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十三年二月六日

提出者

千 賀

康 治

小野瀨忠兵衞

木

郎

八

酪農業に関する質問主意書

の上、 定 は 窮 わ 直 典についても甚だ不安定であるのみならず、 \mathcal{O} 維 いう れ 地に追込まれるに至つた、 面 のため、 酪農家に対する当局 持 してい わ 安心 までもなく國家再建 並 れ は びに生活権 るが、 して牛乳生産供給の業務を遂行し得るよう早急乳價引上を主とする業者の救済方策につき次の 牛を愛し業を愛すると同 当局折角の指導獎励にもかかわらず牛乳生産意慾を着しく萎縮せしめ、 今回又々飼料公定價格 確 保 0 \mathcal{O} 增 への途でもあるからである、 ため業を放棄するか、 産施策は悉く期待に反し、 かくの如くにして今や酪農界は生産者たると処理業者たるとを問はず、 時に、 の全面的大巾引上げが実施せらるるに及び、 法を尊重し飽くまでもこれを遵守せんとするもの 飲食料品中最も不利にして最低位ともいうべき公定價格 法に反するか 現実的には報獎物資も還元飼料も飼 かく信じかく努力しつつある斯界の の重大岐 、路に直面 しておる、 特に酪農農業 酪農民は全く破 料畑保有上の恩 であ 窮状 L か の危 る を L 御 な がら 乳牛 機に 諒 局 \mathcal{O} 制 察

各項について農林当局の方針所見を伺いたい。

畜産行政機構は各省各局に分れ特に酪農関係は、 その弊害はなはだしく指導獎励方針も区々のため、

酪農振興を阻害する点少なからず、これが行政機構の一元化を図ること。

現在の不合理なる牛乳及び乳製品公定價格を他の物價と均衡の保てるよう至急改正すること。

政府は供出牛乳一石につき麦類三斗三升の還元を公表せるも、 未だに実行不充分なるを以て確実に履

行するようにせられたきこと。

匹、 乳牛維持飼料は現在最低必要量の二割乃至三割程度の配給あるのみにて、 しかも不確実のため飼養管

理上 重大危機に直面せるを以て今少しく高率且つ確実に配給すること。

莊 生後十八箇月以上の乳牛に対し畑地一 段歩を飼料専用圃として供出対照外において年間保有し得るよ

う法的措置を講ぜられたきこと。

六、牛乳供出者に対する報獎物資の配給は政府公表にも拘らず、 現実的には殆んど履行されざるを以て他

の主食又は農産物に対すると同樣の措置を講ずると共に迅速確実に実行するようにされたきこと。

七、牛乳生産者及び乳業者に対し自轉車、リヤカー、タイヤ、チューブ、作業衣、エプロン生地、 牛乳濾

過布、手袋、ゴム長靴、 地下足袋、 搾乳バケツ、牛乳輸送罐、 サイロ用セメント、 畜舎補修用木材、 同

釘、 石鹼等の生産資材、 処理資材、 生活資材、運搬用資材を配給するようされること。

右質問する。

(参考資料)

一、飼料公定價格新旧対照表

同燕麦	同高粱	飼料用玉蜀黍	補助配給飼料二号	臨時配給飼料	配給飼料	(品 名)
同	同	包裝込六〇キロ	同正三七・五キロ	同	中味正六〇キロ	(量 目)
四六八・〇〇	五二五•七○	五三七•三〇	四四三•三五	三九三•四〇	五〇七十一〇銭	報発表新公定價格
一九〇•〇〇	一九六・六○	二二0•六0	三三七·四五	二二六・〇〇	二〇三・九〇	(九月十日改訂)旧價格

搾乳專業者	名 一升	生産原價の実情	乙地区飲用牛乳	甲地区(大都市)飲用牛乳	搾乳真	農家生產原料牛乳		麻袋	別に	小	大	醬	魚	飼料	7
					業者生産		二、牛乳	保証金一	麻袋使用	麦	麦	油		用澱	ス
右			,-	飲用牛乳	搾乳專業者生產原料牛乳	乳	二、牛乳現行公定價格	袋に付五	料一袋に	糠	糠	粕	粉	粉粕	*
同			の実情同	一合	同	一升	價格	麻袋保証金一袋に付五十円を要す	別に麻袋使用料一袋に付十八円三十八銭	同	中味正六〇キロ	同四五キロ	同	包裝込三七・五キロ	中味正六〇キロ
六十六円十銭	六十二円九十七銭		三円三十銭(同)	四円八十銭(配達付)	二十一円二十四銭	十九円十二銭				九三・二〇	九五・〇〇	八八・七〇	八五三・一五	一九五•三五	三四•八〇
										六六・○○	六六•○○	四七•六○		一〇二•八五	1 111111-1110